

京 都 大 学 組 換 え D N A 実 験 安 全 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 5 条 環 境 安 全 保 健 機 構 長 (以 下 「機 構 長 」 と いう。) は、実 験 従 事 者 に 対 し て、京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 (平 成 1 6 年 達 示 第 1 1 8 号) に 定 め る <u>健 康 診 断 の ほ か、そ の 実 験 の 開 始 前 に、及 び 開 始 後 1 年 を 超 え な い 期 間 (病 原 微 生 物 を 取 り 扱 う 場 合 に は、6 月 を 超 え な い 期 間) ご と に 健 康 診 断 を 実 施 し な け れ ば な ら な い。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 機 構 長 は、P 3 レ ベ ル 以 上 の 実 験 区 域 で 実 験 が 行 わ れ る 場 合 に は、実 験 開 始 前 に 実 験 従 事 者 の 血 清 を 採 取 し、実 験 終 了 後 2 年 間、こ れ を 保 存 す る も の と す る。</u></p> <p>4 機 構 長 は、実 験 室 又 は 大 量 培 養 実 験 区 域 内 に お け る 感 染 の 恐 れ が あ る 場 合 は、直 ち に 健 康 診 断 を 行 い、適 切 な 措 置 を と る も の と す る。</p> <p>5 <u>第 1 項 及 び 前 項 の 健 康 診 断 の 検 査 の 項 目 は、総 長 が 別 に 定 め る。</u> (後 略)</p>	<p>第 2 5 条 環 境 安 全 保 健 機 構 長 (以 下 「機 構 長 」 と いう。) は、実 験 従 事 者 に 対 し て、京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 (平 成 1 6 年 達 示 第 1 1 8 号) に 定 め る <u>健 康 診 断 を 受 け さ せ な け れ ば な ら な い。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 前 項 の 健 康 診 断 の 検 査 の 項 目 は、総 長 が 別 に 定 め る。</p> <p>附 則 こ の 規 程 は、平 成 2 5 年 6 月 4 日 か ら 施 行 す る。</p>